

飯田市立図書館資料除籍方針

平成 25 年 2 月 1 日 公布

飯田市教育委員会

(主旨)

第 1 この方針は、資料の除籍を飯田市立図書館サービス計画に基づき、円滑に行うために定める。

(基本方針)

第 2 将来にわたって残しておくべき資料を保存し市民が活用できるよう、資料的価値が減少した資料を除籍することにより、書架の有効利用を図る。

2 現存する資料を正確に把握するとともに必要な資料の補充を行い、蔵書の充実を図る。

(除籍の対象資料)

第 3 除籍の対象となる資料及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 破損・汚損

破損又は汚損が著しく、補修が不可能なもの

ただし、入手不可能な郷土資料及び貴重資料は、破損、汚損があっても除籍しない。

(2) 不用

ア 時間の経過により内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの

イ 時間の経過により利用の可能性が低下した資料で、複数所蔵があるもの

ウ 新版、改版、又は同類資料の入手等によって代替可能となった既存資料

エ 保存期限を経過した新聞、雑誌

オ マイクロフィルム等で複製された資料や、データベース化された資料の原本で、保存の必要がないと認められたもの

(3) 亡失

ア 所在が 3 年以上確認できないもの

イ 利用者が紛失した資料で、同じ資料での弁償が不可能なもの

(4) 保管替え

他の公共施設等へ所属替えしたもの

(除籍対象外資料)

第 4 次の資料は除籍対象から除外する。

(1) 郷土資料 ただし、同一本を多数所蔵している場合は、不用なものを除籍できる。

(2) 当該分野の基本的資料及び歴史的価値を有するもの

(3) 地場産業関連資料等、飯田市立図書館で保存が必要となる特殊な理由のあるもの

(4) その他出版事情、蔵書構成、利用者の需要及び資料の保存価値を総合的に判断して保存する必要

があると認められるもの

(5) 県あるいは他町村との協議、取決め等により、当館において保存することとされたもの

(除籍資料の選定)

第5 除籍にあたっては、所蔵状況や出版事情等を十分検討し、よく吟味して、将来の利用にも支障のないよう配慮しながら行う。

2 飯田市立図書館として体系的な資料構成を図るため、中央図書館、地域図書館、分館で調整し除籍を行う。